沓川村
但、人馬継ぎ仕らざる事
御領分
岸井村
同断
〆

とある。安永九年（一七八〇）時点での、小笠原小倉藩領内の本宿は、企救郡では大里村・徳力村・呼野村の三宿、田川郡では採銅所村・香春町・猪膝町・添田町・油須原村の五宿、京都郡の苅田村、仲津郡の山鹿村、築城郡の椎田村、上毛郡の八屋村の各一宿、合わせて一二宿であった。そして間の宿は、企救郡では篠崎村・片埜村・蒲生村・石原町・湯川村・下曽根村の六宿、田川郡では下香春のうち、新町（状次宿）、京都郡の新町村（現、勝山町）、仲津郡の大橋村（馬継ぎなし）の各一宿、築城郡では築城村（賃銭取、人馬継ぎなし）・松江村（人馬継ぎ）の二宿、上毛郡の沓川村（人馬継ぎなし）一宿、更に御領分（小倉新田藩＝千束藩）の岸井村（人馬継ぎなし）一宿、合わせて一三宿であった。

五　幕府巡見使の小倉領内巡察

幕府巡見使の道

徳川政権は、幕藩体制の形成にあたって大名の土地所有権を承認する一方、幕府への臣従関係＝奉公を強制する軍役負担を大名に課した。この体制維持のため、「巡見使」制度を設け、幕府は、将軍が代わるたびに大名領、あるときは天領に巡見使を派遣して政情・民情の査察を行った。

「幕府巡見使」には、天領視察の「御料巡見使」、諸国大名視察の「諸国巡見使」、その先行形態としての「国廻り派遣」、個別大名監察の「国目付」があった。ところで、巡見使体制下の勝山町域は、小笠原小倉領であり、大名領であるので、ここでは、主として「諸国巡見使」について記述することにする。

表5―30は、「諸国巡見使の二豊（豊前・豊後）派遣（三～六代将軍）と行程」である。この表は、管見の限りの、巡見使に関する史料や論文・報告、更に県史や市町村史を参考に作成したものである。「巡見使」についての研究途上の報告であり、未完のデータであるが、ここに表示することにした。表5―31は、「諸国巡見使の二豊派遣」（八～十二代将軍）」である。そして、図5―17は、「諸国巡見使の順路（九州・四国）天和元年（一六八一）以降」である。

巡見使の小倉領内の行程と順路

まず、幕府巡見使の小倉藩領内の行程と順路（コース）について述べておこう。

小倉藩領内の巡見コースには、四つのパターンがあった。一つは、小倉を起点に豊前国領内をUターンして筑前の福岡藩領に入り、九州を一巡するコースである。このコースは、九度の

表5―30　諸国巡見使の二豊（豊前・豊後）派遣と行程

代	将軍	出遣年	巡見使	現職	知行高	派遣地
					石	九州（二島共）
3	家光	1633 寛永10	小出吉親（対馬守） 城信茂（織部佑） 能勢頼隆（小十郎）	譜代大名 使番 書院番	29,700 1,000 1,530	江戸｛小出2/8 能勢2/16 城2/28｝発―大坂―小倉―豊前国巡見―黒崎―福岡―唐津―壱岐―対馬―平戸―五島（3/初 3/下旬 5/初）―大村―長崎―天草―出水―宮之城―蒲生―鹿児島―喜入―鹿籠―田布施―伊作（6/7）―伊集院―串木野―甑島―鶴田（7/5ごろ）―吉川―加治木―国分―栗野―加久藤―小林―都城―飫肥―志布志―松山―福山（鹿屋）―山川（8/8 8/20）―大泊―湊―種子島―大泊（9/9 10/15）―小根占―高山―志布志（10/20）―福島（10/21）―飫肥―日向国巡見…臼杵―佐賀関―鶴崎―戸次―野津―三重市場―竹田―宇目（11/24）…筑後…南関（12/末）―高瀬…肥後…―江戸（寛永11.1/28）
4	家綱	1667 寛文7	岡野貞明（孫九郎） 井戸幸弘（新右衛門） 青山正康（善兵衛）	使番 書院番 小姓組	1,000 1,600 1,000	二筑・二豊・二肥・日向・薩摩・壱岐・対馬（但、久留米は除く）10国 江戸―大坂―小倉―黒崎―飯塚―太宰府―博多―姪浜……（4/26 4/29 5/1～3 5/5 5/6） 南関―熊本―八代―佐敷―球磨―米之津―宮之城―長野金山―姶良―鹿児島―山川―小根占―諸県―飫肥……日向国巡見……（7/25 8/1） 赤河内―臼杵―三重市場―竹田―府内―四日市……豊前国巡見…―江戸（9/14 9/15 9/16 9/16 9/27 10/3 11/28）
5	綱吉	1681 天和元	駒井昌勝（次郎右衛門） 小田切直利（次郎右衛門） 水野守重（小左衛門）	使番 小姓組 小姓組	1,870 1,630 500	阿波・讃岐・淡路・土佐・伊予・二豊　7国 江戸……阿波……土佐……臼杵―佐伯―北方―高松―府内―四日市―樋田―中津―小倉…―江戸（5/3 5/17 7/10～12 8/3～5 8/6 8/7 8/13・14 8/15 8/16・17 8/26）
6	家宣	1710 宝永7	宮崎成久（七郎右衛門） 筧正尹（新太郎） 堀直方（八郎右衛門）	使番 小姓組 書院番	2,000 1,500 1,200	阿波・讃岐・淡路・土佐・伊予・二豊　7国 江戸―大坂―小倉―椎田―中津―樋田―四日市―宇佐―高田―竹田須―富永―木付―立石―日出―別府―府内―赤野―並柳―玖珠―日田―おごう―湯ノ原―堤―竹田―宇田枝―酒利―佐伯―臼杵―鶴崎―佐賀関―伊予……四国巡見…―江戸（3/13 4/9～10 4/18 4/19 4/21 4/22 4/25 4/28 4/29 5/9 5/10 5/11 5/12 5/13 5/14 5/14）

諸国巡見のうち、最初の寛永十年（一六三三）の、いわゆる「国廻り派遣」の一度だけである。

この年の巡見では、正使小出吉親（譜代大名）は、丹後国園部に知行所を持っていたので、二月八日、準備のために江戸を発ち、いったん、園部に帰国して大坂へ向かった（寛永十年二月九日付「鍋島勝茂書状」＝佐賀県史料集成「多久家文書」四五）。副使の能瀬頼隆（書院番）は、二月十六日ごろ、同城信茂（使番）は、二月十八日に、それぞれ江戸を発ち、準備を整えて、大坂で落ち合っている（寛永十年三月十六日付「伊勢貞昌・下野守久元書状」＝『薩摩旧記雑録後編』八六）。三使以下一行は、三月初めに大坂湊を出航し、瀬戸内海を西航、三月下旬に小倉に上陸した（「部分御旧記」公用部三―御国廻り上使の事―＝『熊本県史料近世編』）。そして、すぐに豊前国内を巡見して、四月初めに筑前福岡藩領に入っている（寛永十年四月三日付「細川三斎書

表5―31　諸国巡見使の二豊派遣（2）

代	将軍名	宣下の年月日	発遣令	出遣日	派遣地		
					巡見使	現職	知行高
8	吉宗	享保元.7.18(1716)	享保元(一七一六)・7・18	享保2(一七一七)・2・15 享保元(一七一六)・9・1	津田外記正房	使番	石 3,000
					駒井求馬正周	小姓組	1,800
					大久保源太左衛門忠恒	書院番	不明
9	家重	延享2.10.7（1745）	延享2(一七四五)・10・28	延享3(一七四六)・1・15	富永靭負泰代	使番	1,300
					酒依清十郎信道	小姓組	900
					神谷左内清俊	書院番	2,000
10	家治	宝暦10.7.2（1760）	宝暦10(一七六〇)・7・11	宝暦11(一七六一)・1・28 宝暦10(一七六〇)・8・28 ・1・15 ・2・27	大河内善兵衛政輿	使番	1,200
					市岡左膳美喬	小姓組	700
					遠山織部景義	書院番	900
11	家斉	天明7.3.6（1787）	天明7(一七八七)・3・27	寛政元(一七八九)・1・28 天明8(一七八八)・4・1 ・1・15	池田雅次郎政貞	使番	1,000
					諏訪七左衛門頼逵	小姓組	1,200
					細井隼人勝村	書院番	1,800
12	家慶	天保8.8.5（1837）	天保8(一八三七)・7・16	天保9(一八三八)・3・15 ・2・19 ・2・26	平岩七之助親仁	使番	1,300
					片桐靭負	小姓組	1,000
					三枝平左衛門	書院番	500

（『徳川実紀』『大日本近世史料柳営補任』などによる）

状」＝「細川家文書」一〇八〇）。

二つめのコースは、大坂湊を出航して瀬戸内海を西航し、小倉に上陸するが、すぐ筑前福岡藩領に入り、九州を一巡し、中津藩領より小倉領に入り、領内を巡見後、小倉より乗船し、瀬戸内海を東航して大坂湊に上陸、陸路を江戸へ帰っていくものである。このコースは、二度目の寛文七年（一六六七）の一度だけである。

三つめのコースは、四国を巡見して海路豊後国へ上陸し、臼杵―佐伯―府内―別府を経由し、中津藩領を巡見して小倉藩領内を廻り、小倉より乗船して瀬戸内海を東航、大坂より陸路を江戸へ帰っていくものである。このコースは、三度目の天和元年（一六八一）の一度だけである。小倉領内の巡見期間は、八月十八日より二十六日までの九日間であった。

四つめのコースは、大坂湊を出航して瀬戸内海を西航し、大里又は小倉に上陸し、小倉―苅田、そして勝山町域の黒田・久保新町を巡見し、七曲峠を越え、香春―上野―香春―猪膝―添田―彦山―下津野―油須原―大村―大橋―椎田―八屋と、小倉領内を巡見し、中津藩領に入り、豊後国を巡廻して佐賀関から伊予へ渡海し、四国を巡見後、大坂より陸路を江戸へ帰っていくものである。このコースは、四度目の宝永七年（一七一〇）以降、享保二年（一七一七）、延享三年（一七四六）・宝暦十一年（一七六一）・寛政元年（一七八九）・天保九年（一八三八）の六度を数える。小倉藩領内の巡見期間は、いずれも一〇日間程度であった。

巡見使一行と小倉藩の対応　次に、派遣された巡見使に対する小倉藩の対応について、七度目の宝暦十一年（一七六一）に関しては、吉永禺山「巡見上使と小倉藩」（藤真沙夫編『豊前叢書』副輯第九号）に記載されているので、ここでは、八度目の寛政元年（一七八九）の巡見使派遣に対する小倉藩の対応を中心に見てみよう。

天明七年（一七八七）三月六日、徳川家斉が十一代将軍に就任するや、同年三月二十七日に諸国巡見使の発遣令が出され、翌八年（一七八八）四月朔日、寛政元年一月十五日、同一月二十八日と出遣日が決定された。

二豊・伊予・土佐・淡路・讃岐・阿波の四国筋ブロックの巡見使として、正使池田政貞（雅次郎、使番、一〇〇〇石）、副使諏訪頼逵（七左衛門、小姓組、一二〇〇石）、同細井勝村（隼人、書院番、一八〇〇石）ら一行九五人の査察団が編成された。

「寛政巡見上使一件　附、公料巡見一件共　記録方」によると、天明八年三月、幕府は、七か条の「覚」を発している。

覚

一、今度諸国巡見仰せ付けらるといえども、國絵図・城絵図無用の事。

一、人馬・家数改めこれなき事。

一、御朱印の外の人馬御定の通駄賃銭これを取り、滞りなく出すべきの

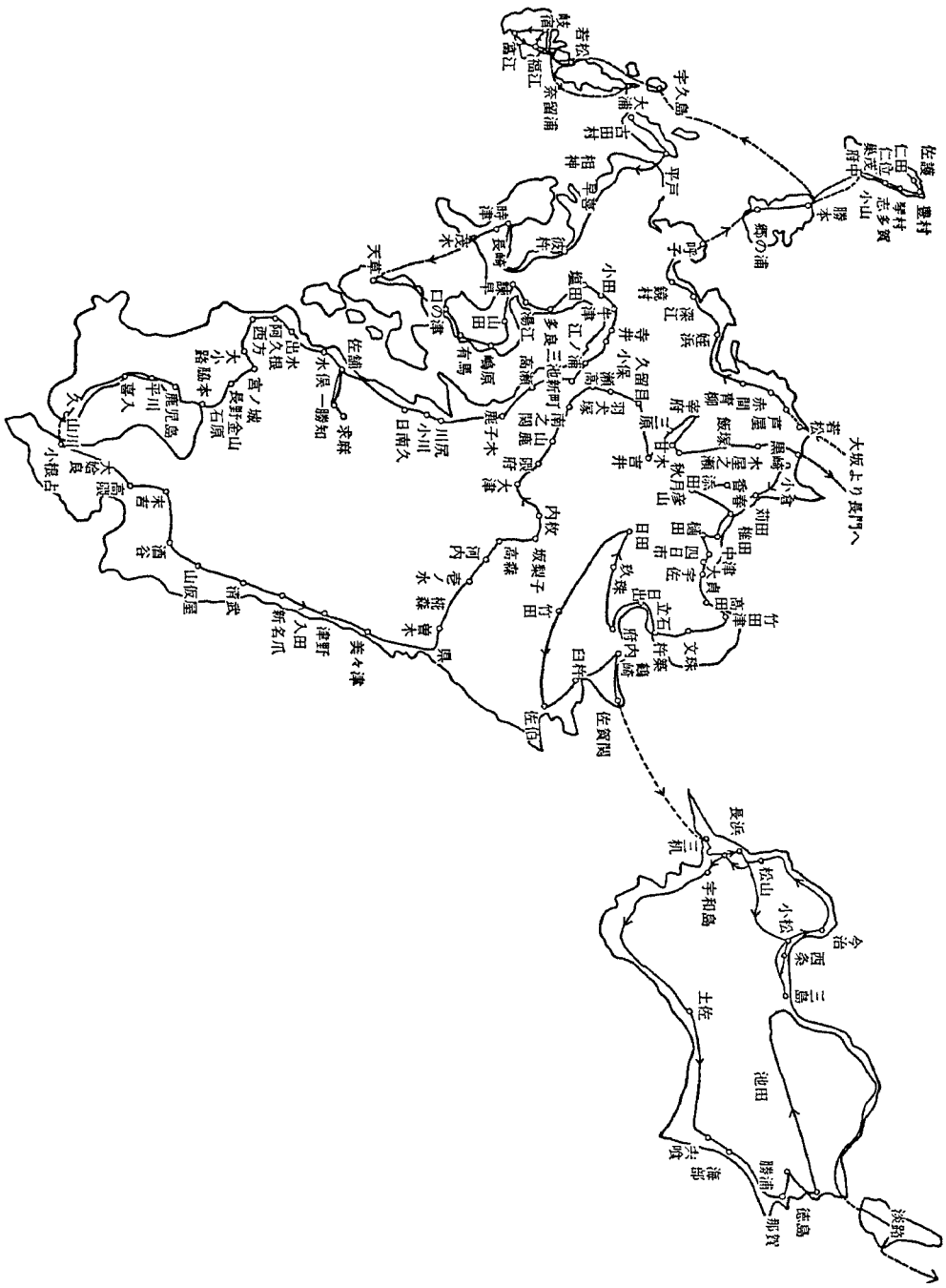

図5―17　諸国巡見使の順路（九州・四国）天和元年（1681）以降
「九州上使巡見懐中行程」「諸国御巡見御通り筋の図」などによる

事

一、何方を見分仕り候共、使者・飛脚、音信物一切無用たるべく候。但、案内の者入候所は、その断りあるべきの事。

一、掃除等無用たるべく候。但、あり来たる道・橋往行不自由の所は格別の事。

一、泊々の宿所・作事等無用たるべく候。ならびに茶屋新規に作り申すまじき事。

一、國廻の面々泊々にてつき米・大豆その所の相場を以て売るべきの事。この外賣物常々その所の直段に賣り申すべき事。

以上

（天明八年）申三月

巡見使一行は、翌寛政元年一月二十五日に江戸を発ち、その日は戸塚に投宿、二十六日は小田原、二十七日沼津、二十八日江尻、二十九日金谷、晦日浜松、二月朔日赤坂、二日宮、三日四日市、四日土山、五日石部に宿泊し、六日には伏見に到着した。六日夜、川船で淀川を下り、翌七日朝、大坂へ着船した。

小倉藩の大坂への迎船　小倉藩からは、天明八年十二月二十八日に迎船三五艘と御船方・船大工・船頭・加子・賄方（まかないかた）など総勢六四三人を仕立てて小倉を出帆、翌天明九年一月十六日（一月二十五日に改元し、寛政となる）に大坂湊に着船し、巡見使一行の到着を待っていた。

寛政元年二月八日、一行九五人は、小倉藩の迎船三五艘に分乗して大坂湊を出帆、瀬戸内海を西航し、二月晦日に小倉に上陸した。

小倉藩が編成した巡見上使三人ら一行に対する三組の差し立て船組は、次のとおりである。

一、池田雅次郎様御船組

御本船赤印

一、閑鴎丸　舩頭役弐人　五拾弐人

内拾三人組　同三拾九人雇　外に町舩大工壱人

御通右同断

一、一挙丸　舩頭役壱人　弐拾六人

内四人組　同壱人手明　同弐拾弐人雇

御次舟右同断

一、太仙丸　舩頭役壱人　四拾弐人

内八人組　同三拾四人雇

御家来乗る

御家来船右同断

一、小々早七反帆　船手組壱人上乗
　　船頭・加子五人
　　増加子五人
　　御駕の荷物又者・末々御家来乗る

小使・又者漕舟右同断

一、小日限三反帆　船頭・加子五人

水取船右同断

一、日限五反帆　船頭・加子五人
　　増加子五人

水夫食焚船右同断

一、日限五反帆　船頭・加子五人
　　増加子五人

御次船渡り右同断

一、小日限三反帆　船頭・加子五人

〆

諏訪七左衛門様御船組

御本船青印

一、寶寿丸　船頭役弐人
　　五拾弐人
　　内拾三人組
　　同三拾九人雇
　　外に町船大工壱人

御通右同断

一、鶴仙丸　船頭役壱人
　　弐拾六人
　　内四人組
　　同壱人手明
　　同弐拾弐人雇

御次舟右同断

一、楊柳丸　船頭役壱人
　　四拾弐人
　　内八人組
　　同三拾四人雇
　　御家来乗る

御家来船右同断

一、小々早七反帆　船手組壱人上乗
　　船頭・加子五人
　　増加子五人
　　御駕・御荷物又者・末々御家来乗る

小使・又者漕船右同断

一、小日限三反帆　船頭・加子五人

水取船右同断

一、日限五反帆　　舩頭・加子五人
　　増加子五人
水夫食焚舩右同断
一、日限五反帆　　舩頭・加子五人
　　増加子五人
御次舟渡り右同断
一、小日限三反帆　　舩頭・加子五人
〆
細井隼人様御舩組
御本舩白印
一、清騏丸　　舩頭役弐人
　　五拾人
　　内拾三人組
　　同三拾七人雇
　　外に町舩大工壱人
御通右同断
一、花流丸　　舩頭役壱人
　　弐拾六人
　　内四人組
　　内壱人手明
　　同弐拾弐人雇
御次舩右同断

一、軽葉丸　　舩頭役壱人
　　四拾弐人
　　内八人組
　　同三拾四人雇
　　御家来乗る
御家来舩右同断
一、小々早七反帆　　舩手組壱人上乗
　　舩頭・加子五人
　　増加子五人
　　御駕・御荷物又者・末々御家来乗る
小使・又者漕舩右同断
一、小日限三反帆　　舩頭・加子五人
水取舩右同断
一、日限五反帆　　舩頭・加子五人
　　増加子五人
御次
一、小日限三反帆　　舩頭・加子五人
〆
御本舩三艘餘荷物積、印白に紺御紋付
一、小々早七反帆　　舩手組壱人上乗
　　舩頭・加子五人
　　増加子五人

御臺所舩、印白に紺御紋付
一、飛行丸　舩頭役壱人
五拾人
内六人組
同四拾四人雇
外に町舩大工壱人
御買物役
御賄方役人乗る

この附紙
この度は御馳走役別段仰せ付られず、その上御舩中仕出方町受に申付候間、飛行丸乗組相減り候付、御賄両人御医師共飛行丸乗組候様いたすべく候。

印右同断
一、太晴丸　舩頭役壱人
四拾六人
内六人組
同四拾人雇
御馳走役
御医師乗る
御賄

附紙
右附紙の通に付、この太晴丸壱艘相減候事。

乗り方舩、印右同断
一、小燕丸　舩頭役壱人
三拾人
内五人組
同弐拾五人雇
大舩頭壱人

乗方舩頭弐人
大舩頭渡組弐人
手明組壱人

小使舩　印右同断
一、鯨舩三艘
弐拾七人
内三人組
同弐拾四人雇

舩手役人右同断
一、六反帆　舩頭・加子五人
増加子五人
浦奉行壱人
棟梁方壱人
浦手代弐人
浦方渡り組壱人
町舩大工壱人

舩手役人舩右同断
一、六反帆　舩頭・加子五人
増加子五人
人遣役壱人
組小頭壱人
人遣渡り組壱人
手明組壱人

附札
この小日限三艘
この度相減相
止候の事。

一、小日限三反帆三艘　舩頭・加子拾五人
　　壱艘五人宛
　　印右同断
一、小日限三反帆三艘　舩頭・加子拾五人
　　壱艘五人宛

附紙
右附紙の通この度相減候付、惣御舩数三拾五艘に相成候間、人数の儀も相減、六百四拾三人相成候事。

〆
惣御舩数合三拾九艘
　内
拾五艘　御手舩
弐拾四艘　町浦舩
人数〆七百四人
　内
百八人　舩手組
四百七拾六人　雇の水夫
百弐拾人　町浦舩頭・加子
　外
弐拾壱人　役人
　舩頭役
五人　町舩大工
〆

附紙
この舩方人数宝暦年中よりは拾三人相減候。

右は巡見御上使御舩組斯の如く御座候。以上。

申九月（天明八年）

右の史料の本文は、宝暦十一年（一七六一）時の、巡見使に対する小倉藩の対応（小倉船団の大坂出迎え）を記録したもので、これをもとに、寛政元年（一七八九）時の改正点を「附紙」で表示している。したがって、宝暦十一年時に三九艘であった迎船を、寛政元年時には、太晴丸と小日限三艘を減らして三五艘とし、大坂への舩方人数を六一人減らして六四三人にしたのである。

巡見使の領内巡察の行程と順路　巡見使一行の船団が小倉湊口に着岸すると、御船場へは藩から町奉行・船奉行・大目付・送状方らが出迎えた。巡見上使は、その日は小倉城下の本陣三軒にそれぞれ分宿した。本陣へは、家老・郡代・町奉行・船奉行・送状役らが挨拶に伺い、本陣出発の時は、町奉行・大目付・送状役らが出向いた。

小倉領内の巡見一行の行列は、先払いに郡手代二人が左右に並び、次に大庄屋・庄屋が続き、そして正使がいて、その左右に案内方として庄屋一人ずつがついた。次に正使の家来が続き、その左右に案内者の庄屋がまた一人ずつついた。このような行列が三組続き、その後に医師・御馳走役・掛り役が続いた。そして、更に郡奉行・代官・山奉行・子供役がついた。

行列が進み、村、手永、郡境に差し掛かると、次の郡奉行・大庄屋・庄屋らにそれぞれ交代した。この行列には、藩方から

家老・郡代・御用掛・大目付・賄方や下役人が随行したので、一行の陣立ては長い行列になったのである。

小倉藩領内巡見の行程とコースは、次のとおりであった。

覚

小倉城下町　御泊

企救郡

左　篠崎村
同　片野村
同　三郎丸村
村中御通り
　新　町
右　城野村
同　上城野村
同　水町村
村中御通り
　湯川村
同　葛原村
右　葛原村の内
村中御通り
　下曽根村
右　中曽根村
同　上曽根村
同　西朽網村
同　東朽網村
同　雨窪村

但、この村は企救郡・京都郡百姓入り交り、家居御座候

小倉城下町より三里余

京都郡苅田村　御泊

右　提　村
村中御通り
　濱　町
右　馬場村
同　南原村
同　集　村
村中御通り
　与原村
右　尾倉村
同　新津村
村中御通り
　行司村
右　草野村
同　下津熊村
同　中津熊村

附札
行司村の儀、先年は御通筋左り御見渡に御座候処、道損これあり候付、この度は注絵図候通村中御通筋に相成候

同　長音寺村
左　上津熊村
右　延永村
同　二塚村
左　吉國村
右　長木村
苅田より三里半余
同郡黒田村　　御泊
左　上田村
同　久保村
村中御通り
　新町村
　上野村
右　鏡山村
但、この村より田川郡の内
左　高野村
京都郡黒田村より二里拾五丁
田川郡香春町　　御泊
村中御通り
　下香春村
同　夏吉村
左　伊方村

写真５―21　香春の町並み

右　畑　村
村中御通り
　新　町
左　弁城村
香春より二里弐拾丁余
同郡上野村　　御休
右　赤池村
同　人見
村中御通り
　金田村
右　神崎村
同　南木村
村中御通り
　糸田村
左　河原弓削田村
右　宮尾村
村中御通り
右　上伊田村
村中御通り
　鉄炮町
右　下伊田村
村中御通り

下香春村
上野より弐里三拾四丁余
同郡香春町　御泊
村中御通り
下香春村
左　下伊田村
村中御通り
新　町
同　森安町
左　池尻村
右　糸　村
村中御通り
糸　町
右　金國村の内
村中御通り
金國村
香春より弐里弐拾四丁
同郡猪膝町　御休
右　川崎村
村中御通り
新　所
右　真崎村

同　中元寺村
左　庄　村
猪膝より弐里弐拾弐丁
同郡添田町　御泊
左　野田村
右　升田村
同　下落合村
同　上落合村
左　仙　道
添田より三里三拾壱丁
同郡彦山　御休
町中御通り
坂　本
村中御通り
上津野村
彦山より壱里弐拾三丁
同郡下津野村　御泊
右　上赤村
同　下赤村
村中御通り
油須原村
同　崎山村

写真5―22　犀川町山鹿の町並み

但、この村より仲津郡の内
左　簗瀬村
右　山鹿村
下津野村より三里拾弐丁
仲津郡大村　　御泊
左　谷口村
村中御通り
　木山村
左　花熊村
村中御通り
　天生田村
左　矢冨村
同　惣社村
同　國作村
右　国分村
左　田中村
右　徳政村
同　有久村
同　皆見村
村中御通り
　別府村
但、この村より築城郡の内
右　赤幡村
同　廣末村
村中御通り
　築城村
左　八田村
同　高塚村
大村より四里拾三丁
築城郡椎田村　　御泊
村中御通り
　湊　村
右　臼田村
同　坂本村
同　上り松村
同　石堂村
村中御通り
　福　間
右　上河内村
同　有安村
村中御通り
　横　濱
右　中　村
同　畠中村

写真5―23　勝山町の新町へ通じる香春道（行橋市天生田）

村中御通り
　松江村
右　四郎丸村
但、この村より上毛郡の内
右　鳥越村
同　大　村
村中御通り
　八屋村
右　下荒堀村
同　今市村
同　赤熊村
同　清水町村
村中御通り
　沓川村
右　久松村
同　恒冨村
同　市丸村
同　三楽村
同　三毛門村
但、椎田村より中津領境迄三里八丁四拾八間
左　小祝村
但、この村は中津領の内、小犬丸と申村を隔候て御座候

写真5―24　豊前松江の町並み（豊前市松江）

以上

つまり、巡見使一行は、

小倉―城野村―葛原村―中曽根村―苅田村―尾倉村―行事村―中津熊村―延永村―長木村―黒田村―久保村―新町村―鏡山村―香春町―伊方村―上野村―赤池村―糸田村―上伊田村―香春町―糸町―猪膝町―川崎村―中元寺村―添田町―仙道―彦山―下津野村―油須原村―山鹿村―大村―天生田村―国作村―別府村―築城村―椎田村―松江村―八屋村―沓川村―三毛門村　中津領へ移動　□…御泊　□…御休

というコースを巡察し、小倉領から中津領へ入っていった。

企救郡より京都郡への郡境には、京都郡からは郡奉行関又左衛門、代官佐藤桓兵衛、山奉行継橋仙助、大庄屋延永弥左衛門・久保伴七・新津銀右衛門・黒田幸右衛門らが巡見使一行を出迎えた。そして、黒田手永域内の道案内には大庄屋黒田幸右衛門が、それぞれの村は庄屋が道案内をし、巡

表5―32　幕府巡見使の小倉領巡察の行程
寛政元年（1789）

月日	小休地	昼食	小休地	泊地
3.朔	小倉発駕			苅田村
3.2				田村
3.3				黒田町
3.4		上野村		香春町
3.5		猪膝町		香春町
3.6		（雨天のため滞在）		添田町
3.7		彦山		下津野村
3.8				大村
3.9				椎田村
3.10			中津領へ移動	

（「寛政巡見上使一件」）

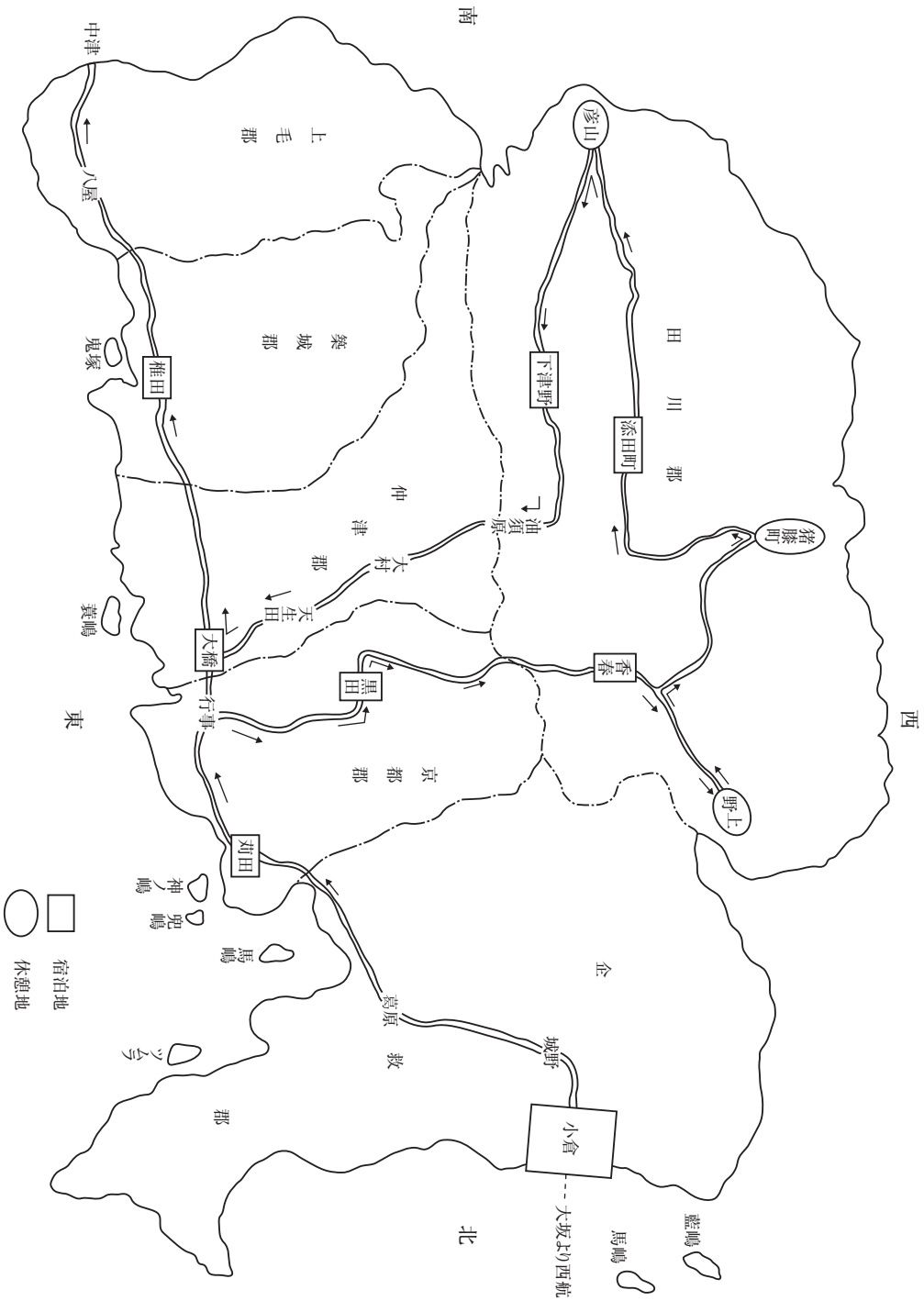

図5―18　幕府巡見使の巡察コース

見上使の質問に応答した。苅田より三里半余（約一四キロ）の田舎道を巡察し、三月二日には黒田村に宿泊した。正使池田雅次郎は喜平治宅、副使諏訪七左衛門は常右衛門宅、同細井隼人は健吉宅に、それぞれ投宿した。

巡見上使の尋問の項目　巡見上使が小倉領内巡察のとき、案内する大庄屋や庄屋へ尋ねる質問事項は、次のような内容である。

一、公儀御代々御位牌所これある哉の事。
一、公儀御関所等これある哉の事。
　但、公儀手形欤、御領主手形欤の事。
一、御朱印地寺社并除地有無の事。
一、御領分寺社数并領地附き置かれ候寺社何ケ所の事。
　但、何石より何石迄の事。
一、御居城誰の時代築にて、誰居城、その後いつ頃より御居城に相成候哉の事。
一、御城郭東西南北え何程の事。
　但、大手向の事。
一、天守并櫓数の事。
一、城附御知行高何程并新田込高有無の事。
一、御家中地方取・蔵米取とも免は何程に出し候哉の事。
一、御城下町数何拾町これあり候哉の事。
一、御城下出火の節、消防御手当如何御申付け申候哉の事。
一、御城下・在中とも去春以来、出火有無の事。
　但、人馬怪我有無の事。
一、御城下・在中洪水の節、御手当如何御申付け申候哉の事。
一、御在所より江戸え里数の事。
一、御預り地有無の事。
一、宗門改めの儀、御家中并在方・町方とも如何御申付く哉の事。
一、類族有無の事。
　但、類族これあり候はば、男女分け御書出これあるべく候。
一、人別毎年御改め候哉の事。
一、凶年の節、郷普請等如何御申付け候哉の事。
一、百姓・飢人等御手当の事。
一、孝人これあり候哉の事。
　但、住所・名前・歳付・孝心の訳、且御褒美等下され候はば、其品并年月共。
一、御領中郡々名、村数の事。
一、御領分の内、荒地・川欠等有無の事。
一、他國え出候口番所これある哉の事。
一、組番人何格のもの何人の事。
一、異國舩遠見番所何ケ所の事。
　但、右同断。
一、舩掛り能き浦々何ケ所程これある哉の事。
　但、地名付の事。

一、御手舩・関舩・小早舩何拾挺立より何挺立迄何艘これあり候哉の事。
一、名産何々これあり候哉の事。
　但、献上の御品。
一、名ある大山・大川并山林・竹木これあり候哉の事。
　但、薬草これあり候はば、その品の事。
一、金、銀、銅、鉄、錫、鉛山有無の事。
一、鷹の巣これあり候哉の事。
一、馬牧これあり候哉の事。
一、古城跡これあり候哉の事。
　但、地名付の事。
一、猟師稼の者鉄炮何挺程これあり候哉の事。
一、温泉有無の事。
一、米、麦、大豆并木綿、布相場の事。
一、酒造人・株高并造石数の事。
一、金、銀、銭両替の事。
一、名所何ケ所これあり候哉の事。
一、市の日極これあり候哉の事。
　但、毎月幾日々の事。
一、當時御預り人有無の事。
　但、御城下・在中とも并當時在牢人有無とも。

巡見上使が役人や庄屋に尋ねる質問事項によって、幕府が大名のなにを個別具体的に知りたいかを窺い知ることができる。

そして、ここには割愛したが、「御答書」（大庄屋や庄屋の巡見上使への返答）の内容は、個別大名の藩政の概要を物語る貴重なものである。

幕府巡見使体制の崩壊　天保九年（一八三八）四月の「巡見上使御通行一件」（福岡県立豊津高校小笠原文庫所蔵）に、次のような記事が散見される。

一、上使の御方様御荷印色分の事。
　平岩平之助様御荷物　赤キ角取紙
　片桐靱負様御荷物　青キ角取紙
　三枝平左衛門様御荷物　白キ角取紙
　但、御舩并御宿・御昼休場所共用候事。

御上使様四月十七日暮六ツ過、小倉川口御着舩、十九日四ツ半時御上り。

　御巡見御休泊附
四月十九日　小倉城下町御泊　同　同　日　添田御泊
同　廿　日　苅田御泊　同　廿五日　彦山御昼
同　廿一日　黒田同　同　同　日　下津野御泊
同　廿二日　香春同　同　廿六日　大村同
同　廿三日　上野御昼　同　廿七日　椎田同
同　同　日　香春御泊　同　廿八日　仲津(中)領え御移
同　廿四日　猪膝御昼　〃

天保九年四月十九日から二十八日までの一〇日間、幕府巡見使による小倉領内巡察が行われ、二十一日に一行約一〇〇人

が、勝山町域の黒田村に泊まっている。

天保九年には、諸国巡見使と御料巡見使が全国へ派遣されたが、これを最後に、その後、幕末にかけて両巡見使とも結果として派遣できなかった。

十三代将軍家定の代は、諸大名の海防や災害による経済的疲弊、巡見使送迎にかかる出費負担を配慮して安政四年（一八五七）まで延期された。続く家茂・慶喜の代も、「諸家の疲弊」を理由に延期、そして停止されたが、これはむしろ幕府財政の疲弊と権力の弱体化によるものというべきである。

「天保の改革」で幕政の綻(ほころ)びにふせを打ったものの、弘化・嘉永期に入ると、列強の外圧や社会批判の高揚、財政破綻によって幕藩体制の崩壊が加速されていった。

六　小倉藩主の廻郡

藩主廻郡の行程と道順　将軍の代替わりが行われると、原則として一年以内に、幕府巡見使による諸国巡見が実施されるように、大名領においても、藩主の代替わりごとに、一年以内に、藩主以下重臣による領内廻郡が行われた。

安政三年（一八五六）八月二十九日、小笠原忠嘉(ただひろ)が小倉藩主に就任するや、藩主忠嘉・家老長野九郎兵衛・用人青木庄七・郡代河野四郎ら一行は、翌四年（一八五七）四月十四日に小倉城を発駕、一三日間に及ぶ領内巡察の末、四月二十六日に帰城した。表5―33は、藩主廻郡の行程を表にしたものであり、図5―19は、廻郡コースを地図の上に落としたものである。「小倉藩主御廻郡覚書」（仮題、長井手永大庄屋文書、九州大学文化史研究施設所蔵）は、このときの記録である。

四月十四日に小倉城を発駕した一行は、呼野―採銅所と小倉街道を通って香春町の御茶屋に止宿、途中、神宮院・高座石寺を参拝した。十五日は、香春宮を参詣し、上野御茶屋で昼食、

表5―33　小倉藩主廻郡の行程　安政4年（1857）

月　日	小休地	昼食	小休地	泊地
4.14	（発駕）	呼野御茶屋	採銅所	香春御茶屋
4.15		上野御茶屋	金田	香春御茶屋
4.16				添田屋村
4.17	仙道	彦山客屋		彦山客屋
4.18		油須原		大村
4.19		節丸	築城	椎田嶋
4.20	大村	八屋御茶屋		宇武橋
4.21				
4.22				安大行事
4.23	今井浄喜寺			
4.24	上稗田	新町		
4.25	（雨天）			行事
4.26	苅田	下曽根	湯川	（帰城）

（「小倉藩主御廻郡覚書」仮題、「長井手永大庄屋文書」）